

○令和 8 年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務 質問に対する回答

No.	質 疑	回 答	回答日
1	【質問事項】 1. 過去、単年での委託契約が続いていたのに対して、今回3年の委託契約にされた理由はございますか。 2. 就労ボランティア体験事業（生活困窮者・被保険者）実施要領の4(2)支援の実施期間の記載箇所に「参加者の個々の状況により、概ね3か月から6か月程度の期間とする。 ただし、参加者、事業受託者、自立相談支援機関が協議の上、1年を超えない範囲で参加期間を延長することは妨げない。」とありますが、2年目以降も支援が必要だと判断された者がいた場合、どのように対処を考えればよろしいでしょうか。 3. 協力事業所の開拓において協力事業所の基準などは貴市の方で設けていますか。基準があれば教えてください。また、就労体験を実施していただいた協力事業所へ謝礼金などの支払いについて昨年度はございましたか。	【回答内容】 1. 複数年契約とすることで、より効果的に本事業を実施することが可能となり、ひいては本事業の目的達成に資すると判断したためです。 2. 「就労準備支援事業の手引き」に記載のとおり、利用者の状況を勘案し、長期的な支援が必要と見込まれる場合については、1年を超えて支援を実施することも可能です。 3. 本市では協力事業の開拓において具体的な基準は設けていません。また、本市において、昨年度謝礼金の支払いをした実績はございません。	2025.12.26